

2021 年 3 月 1 日

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号

イオンディライト株式会社

代表取締役社長 濱田 和成



1 吸収合併が効力を生じた日

2021 年 2 月 28 日

2 消滅会社に関する事項

(1) 合併差止請求（会社法第 784 条の 2）に係る手続の経過

該当する請求を行った株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求（会社法第 785 条）、新株予約権買取請求（会社法第 787 条）及び債権者の異議手続（会社法第 789 条）に係る手続の経過

該当する請求ないし手続を行った株主ないし債権者はいませんでした。

3 存続会社に関する事項

(1) 合併差止請求（会社法第 796 条の 2）に係る手続の経過

該当する請求を行った株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求（会社法第 797 条）及び債権者の異議手続（会社法第 799 条）に係る手続の経過

該当する請求ないし手続を行った株主ないし債権者はいませんでした。

4 吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併の効力発生日をもって、消滅会社である KJS 株式会社の権利義務の全部を承継いたしました。

5 消滅会社の事前開示書面

別紙のとおりです。

6 吸収合併による変更の登記をした日

2021 年 3 月 1 日

7 その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙 事前開示書面 (KJS 株式会社)